



神栖市告示第 131 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、鹿島臨海都市計画市場を変更したので、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき告示し、同条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成 27 年 7 月 30 日

神栖市長 保立 一男



1. 都市計画を変更する土地の区域

(名 称) (土地の区域)

公設鹿島地方卸売市場 神栖市平泉字トネ谷原、字東町田、字関下、
字北口、字町田の各一部

2. 縦覧場所

神栖市都市整備部都市計画課

鹿島臨海都市計画市場の変更(神栖市決定)

都市計画市場中1号公設鹿島地方卸売市場を廃止する。

理 由

1号公設鹿島地方卸売市場は稼働を停止し不要となったため、本案のとおり、都市計画市場の変更を行うものである。

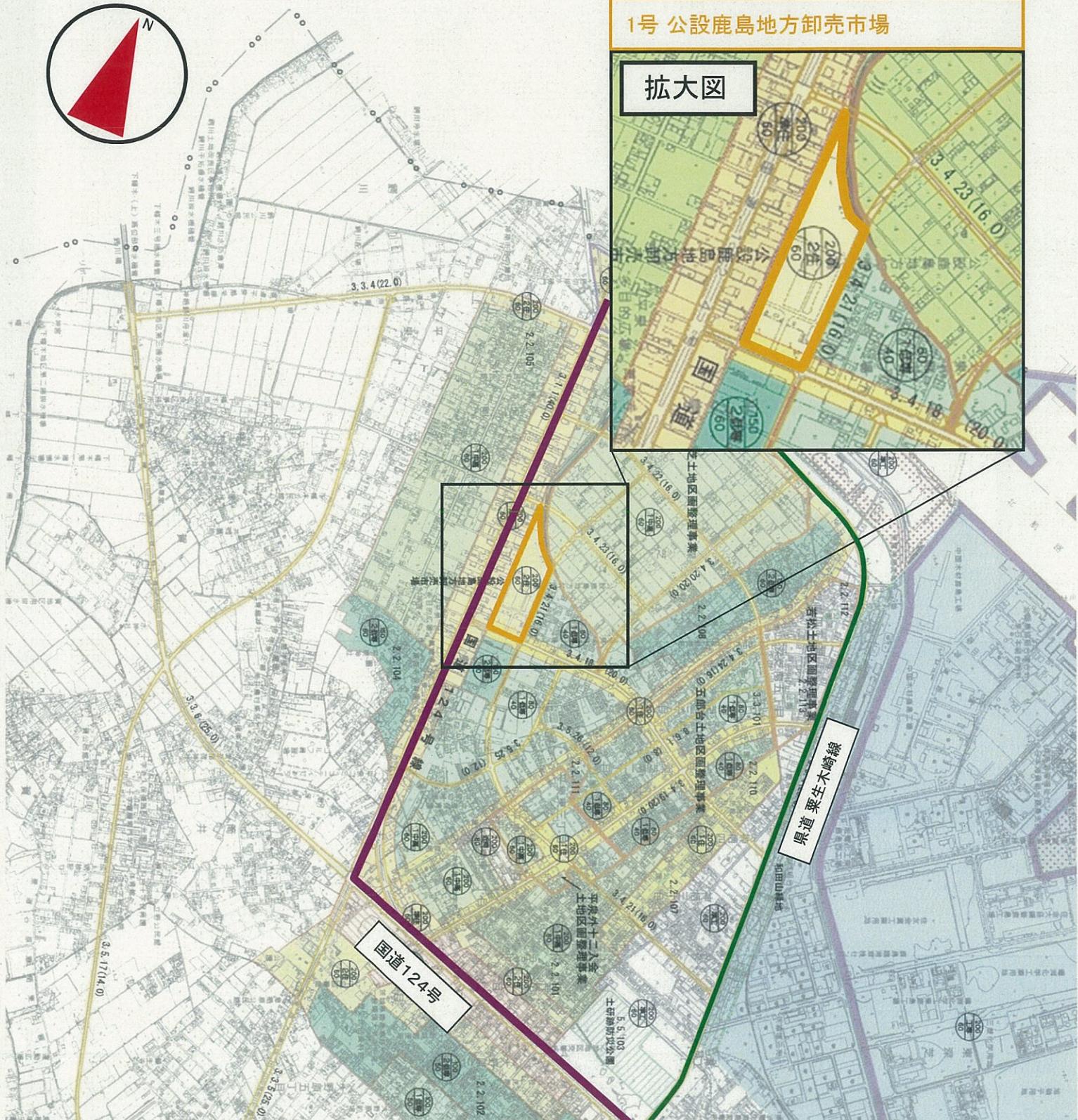
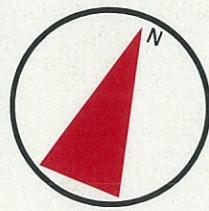
3. 新旧対照表

1号 公設鹿島地方卸売市場

種別	名 称		位 置	面 積	備考
	番号	市 場 名			
新	—	—	—	—	廃止
旧	市場	1 公設鹿島 地方卸売市場	神栖市 平泉 字トネ谷原, 字東町田, 字関下, 字北口, 字町田 の各一部	約 70,000 m ²	

鹿島臨海都市計画市場の変更 (神栖市決定)

位置図



廃止

1号 公設鹿島地方卸売市場

拡大図



変更概要

1号 公設鹿島地方卸売市場
(廃止)

変更前

A=約70,000m²

凡例

変更前

【変更理由】

1号公設鹿島地方卸売市場の老朽化等により稼働を停止し不要になるため、
本案のとおり、都市計画市場の変更を行うものである。